

大分県農地集積・集約化促進交付金について

農地の集積・集約化による農業構造改革を加速させ、持続可能な生産が行える体制づくりを促進するため、担い手に農地を集積・集約化した面積に応じて、地区の団体に交付金を交付します。

1 交付対象者

農事組合法人、特定農業団体、集落営農組織、会社（左記から移行したもの）、人・農地プランの区域が活動範囲の団体（自治区等）。

2 交付対象契約

利用権を農地中間管理機構をとおして設定した農地で、以下のいずれかに該当するものが交付の対象になります。

- (1) 中山間地域等で新たに担い手に5年以上利用権を設定する場合。
- (2) 中山間地域等で新規就農者や企業参入等新たな担い手に利用権を設定する場合。
- (3) 担い手同士で農地を交換し、農地の集約化を図る場合。

令和3年度については、令和3年3月から令和4年2月の間に農用地利用配分計画又は農用地利用集積計画の公告がされた農地が対象です。

3 交付単価

1万円/10a(上限)

4 取組方法

- (1) 交付対象者は、農地の集積・集約化の将来計画である「集積・集約化計画」を市町村と協議の上作成し、市町村の承認を得てください。
- (2) 交付対象者は、農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構駐在員等と「集積・集約化チーム」を結成し、農地のマッチング活動等、集積・集約化の取組を行う際はチームの構成員とともに活動してください。
- (3) 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、「集積・集約化計画」に1年間の活動実績を記入し、必要書類とともに市町村に提出してください。

5 注意点

- (1) 交付金の使途は「集積・集約化計画」の作成時に決めてください。
- (2) 「集積・集約化計画」を作成する際は、地区の人・農地プラン等の方針に沿った計画になるようにしてください。